

平成 23 年度 海域の物質循環健全化計画三津湾地域検討委員会

設置要綱

(総 則)

第1条 海域の物質循環健全化計画三津湾地域検討委員会(以下、「三津湾地域検討委員会」という。)の事務、組織、委員その他設置に関する基本的な事項を定めるものである。

(三津湾地域検討委員会の任務)

第2条 三津湾地域検討委員会は、三津湾地域における海域の物質循環健全化計画検討の実施に当たり、第3条に定める事項について必要な技術的助言を行う。

(三津湾地域検討委員会の助言)

第3条 三津湾地域検討委員会は、原則として以下の事項について、技術的助言を行うものとする。

- 一 三津湾地域における物質循環健全化を図るために必要な調査・検討事項
- 二 三津湾地域における不健全化事象改善のための方策検討
- 三 その他必要な事項

(三津湾地域検討委員会の組織及び委員)

第4条 三津湾地域検討委員会は、別表1に掲げる委員で組織する。

- 2 委員は、三洋テクノマリン株式会社が委嘱し、非常勤とする。
- 3 委員の任期は、平成24年3月23日までとする。
- 4 委員の互選により座長1名を置く。

(会議の招集)

第5条 三津湾地域検討委員会は、座長の下承を得て事務局が招集する。

- 2 三津湾地域検討委員会は委員の過半数の出席がなければ、開催しない。

(雑 則)

第6条 事務局は、三津湾地域検討委員会の会議に出席した行政関係委員を除く委員に対して、委嘱状に定める謝金を支給する。

- 2 三津湾地域検討委員会に参加するための委員交通費は、委員勤務先もしくは自宅からの実費に相当する額を事務局より給付する。
- 3 検討委員(関係行政機関等委員に限る)は、やむを得ない事情により検討委員会に出席できない場合において、代理のものを指名し、出席させることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年10月21日から施行する。